



長野県報

12月22日(木)
平成28年
(2016年)
第2836号

目 次

規 則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2
給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則（人事委員会事務局）	6
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	7
長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	10

告 示

指定管理者の指定（人権・男女共同参画課）	15
国土調査法に基づく地籍調査実施計画の国土調査としての指定（農地整備課）	15
指定管理者の指定（森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室）	15

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	15
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（2件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	16
大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定による届出（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	16
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	17
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	17
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施（東北信運転免許課）	18

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年12月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第22号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の160」を「100分の180」に、「100分の200」を「100分の220」に改め、同条第2号中「100分の75」を

「100分の85」に、「100分の95」を「100分の105」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の180」を「100分の170」に、「100分の220」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の85」を「100分の80」に、「100分の105」を「100分の100」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第11条の規定は、平成28年12月1日から適用する。

人事委員会事務局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年12月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第23号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3の大学卒の5 大学専攻科卒の項の(2)中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校及び」に改め、同表の大学卒の6 大学4卒の項の(4)中「大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び」に改め、「以下同じ。」を削り、同項の(8)中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校」に改める。

36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

に改め、同表のイ中

32
32
32
33
34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

32
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40

52	38
53	38
54	38
55	39
56	39
57	39
57	40
58	40
58	40
59	40
59	40
60	41
60	41
61	41
61	41
61	41
61	41
62	42
62	42
62	42
62	42
63	43
63	43
63	43
63	43
64	43

を

52	37
53	38
54	38
55	38
56	38
57	39
57	39
57	39
58	39
58	39
58	40
59	40
59	40
59	40
60	40
60	41
60	41
61	41
61	41
61	41
62	42
62	42
62	42
63	42
63	42
63	43

に改め、同表のオ中

82
82
82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
85
85
85
85
86
86
86
86
87
87
87
87
88

を

81
82
82
82
82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87
87

に改め、同表のカ中

34
34
35
35
36
36
37
37
37
38
38
38
39
39
39
40

	33
	34
	34
	34
	35
	35
	35
	36
	36
	36
	37
	37
	38
	38
	39
を	39

に、

42
42
43
43
44
44
45
45
45
46
46
46
46
47
47
47
48
48
48
49
49
49
50

41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
45
46
46
46
47
47
47
48
48
48

50	49
50	49
51	49
51	50
51	50
52	50
52	51
52	51
53	51
53	52
53	52
54	52
54	53
54	53
55	53
55	54
55	54
56	54
56	55
56	55
57	55
57	56
57	56
58	56
58	57
58	57
59	57
59	58
59	58
59	58
60	59
60	59
60	59
61	60
61	60
61	60
61	60
62	61
62	61
62	62
63	62
63	62
63	63
63	63
64	63

に改め、同表のク中

54
55
56
57
57

53
54
54
55
55

に、「102 66」を「102 65」」

に、「

107	67
108	67

」を、「

107	66
108	66

」に、

68
68
68
68
68
69
69
70
70
70
71
71

67
67
67
68
68
68
68
69
69
70
68
69
70
69
70
70

に改め、同表のコ及びシ中

36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

を

「

36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

」に改め、同表のス中

32
32
32
33
34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

32
32
32
33
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40

に、

52	38
53	38
54	38
55	39
56	39
57	39
57	40
58	40
59	40
59	40
60	41
60	41
61	41
61	41
61	42
62	42
62	42
62	42
63	43
63	43
63	43
64	43

52	37
53	38
54	38
55	38
56	38
57	39
57	39
58	39
58	39
58	40
59	40
59	40
60	40
60	41
61	41
61	41
61	42
62	42
62	42
62	42
63	42
63	42
63	42
64	43

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）別表第7及び次項の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 平成28年4月1日からこの規則の施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は給料

の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の職員の給与に関する規則の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の職員の給与に関する規則の規定による号俸とするものとする。

4 この規則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は給料の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会と協議して号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会事務局

給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則をここに公布します。

平成28年12月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第24号

給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則

（定義）

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経過措置額支給特定職員 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号。以下「一般職員給与条例」という。）附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第6項又は長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号。以下「警察職員給与条例」という。）附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給される職員であって、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第4号。第4条において「平成27年一般職員改正条例」という。）附則第3項から第5項まで、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第23号。同条において「平成27年学校職員改正条例」という。）附則第3項から第5項まで又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年長野県条例第26号。同条において「平成27年警察職員改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定（次条及び第5条において「平成27年改正条例附則の規定」という。）による給料を支給されるものをいう。

(2) 施行日 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年長野県条例第40号。以下この条及び第6条において「平成28年一般職員改正条例」という。）、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年長野県条例第48号。以下この条及び第6条において「平成28年学校職員改正条例」という。）又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年長野県条例第49号。以下この条及び第6条において「平成28年警察職員改正条例」という。）の施行の日をいう。

(3) 改正後の給与条例 平成28年一般職員改正条例第1条の規定による改正後的一般職員給与条例、平成28年学校職員改正条例による改正後の学校職員給与条例又は平成28年警察職員改正条例による改正後の警察職員給与条例をいう。

(4) 改正前の給与条例 平成28年一般職員改正条例第1条の規定による改正前的一般職員給与条例、平成28年学校職員改正条例による改正前の学校職員給与条例又は平成28年警察職員改正条例による改正前の警察職員給与条例をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

第2条 経過措置額支給特定職員に対する平成28年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成27年改正条例附則の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額（第3号及び第5号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）が、改正前の給与条例の規定（平成27年改正条例附則の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額（第3号及び第5号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 納入（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当（第3号及び第5号に該当するものを除く。）
- (3) 特地勤務手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第2号）第3条の3の規定の適用がある場合における地域手当及び特地勤務手当
- (4) 特地勤務手当に準ずる手当
- (5) 学校職員給与条例第27条の2第3項の規定の適用がある場合における地域手当及びへき地手当
- (6) へき地手当に準じる手当
- (7) 超過勤務手当
- (8) 休日給
- (9) 夜勤手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当
- (12) 農林業普及指導手当

第3条 経過措置額支給特定職員に対する前条に規定する期間に係る一般職員給与条例第44条、学校職員給与条例第26条又は警察職員給与条例第24条の規定（第5条において「減額規定」という。）による給与の減額に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額を

もって減額する額とする。

(職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則の特例)
第4条 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において職員の給料の切替えに伴い支給される給料に関する規則（平成27年長野県人事委員会規則第10号。以下この条及び次条において「切替規則」という。）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成27年一般職員改正条例附則第4項若しくは第5項、平成27年学校職員改正条例附則第4項若しくは第5項又は平成27年警察職員改正条例附則第4項若しくは第5項の規定による給料については、切替規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

第5条 前条に規定する期間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から一般職員給与条例附則第5項第1号、学校職員給与条例附則第6項第1号又は警察職員給与条例附則第15項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則の規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から一般職員給与条例附則第5項第1号、学校職員給与条例附則第6項第1号又は警察職員給与条例附則第15項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則の規定による給料の額との合計額に達しないときにおける切替規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する減額規定による給与の減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正条例附則の規定による給料については、適用しない。

（補則）

第6条 この規則に定めるものほか、平成28年一般職員改正条例、平成28年学校職員改正条例又は平成28年警察職員改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年12月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第25号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「第4条の7」を「第4条の8」に改める。

第4条第2号中「子」の次に「（条例第5条の2第1項において子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。以下同じ。）」を加える。

第4条の3第1項第4号を次のように改める。

（4）当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等

が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第4条の3第1項に次の1号を加える。

（5）第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第5条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第4条の5第1項に次の2号を加える。

（4）当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

（5）第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第5条の2第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

第4条の7を第4条の8とし、第4条の6の見出しを削り、同条第1項中「及び第4号」を「から第5号まで」に改め、同条第2項中「前2条（前条第1項第3号及び第2項各号）」を「第4条の4及び第4条の5（第1項第3号から第5号まで）」に、「準用する同条第3項」を「準用する同条第2項及び第3項」に、「第4条の4第1項から第3項までの規定中「第5条の2第2項又は第3項」とあるのは「第5条の2第3項」と、同条第1項」を「第4条の4第1項」に、「「ならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは、「ならない」と、前条第1項第1号」を「同条第2項中「第5条の2第2項又は」とあるのは「第5条の2第4項の規定により読み替えられた同条第2項に規定する公務の正常な運営を妨げるかどうか又は同条」と、同条第3項中「第5条の2第2項又は第3項」とあるのは「第5条の2第3項」と、第4条の5第1項第1号」に改め、同条を第4条の7とし、第4条の5の次の見出し及び1条を加える。

（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第4条の6 条例第5条の2第4項の人事委員会が定める者は、次に掲げる者（第2号及び第3号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。）とする。

（1）祖父母、孫及び兄弟姉妹

（2）職員又は配偶者との間において事實上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事實上子と同様の関係にあると認められる者で人事委員会が定めるもの

（3）前2号に掲げるもののほか、これらに準ずる者として人事委員会が定めるもの

2 条例第5条の2第4項の人事委員会が定める期間は、14日以上の期間とする。

第8条第1項の表の第17号中「第12条第1項」を「第5条の2第4項」に、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」

に改め、「この号において」を削る。

第9条の2を削る。

第9条の見出し並びに同条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条第1項とし、同条第4項中「通じて4時間の範囲内」を「通じ、4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間」に改め、同条を第9条の2とする。

第8条の次に次の見出し及び1条を加える。

（介護休暇）

第9条 条例第12条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、書面により任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第5項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第1項の申出に基づき前項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第5項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合には、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、書面により任命権者に対し申し出なければならない。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第2項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの指定期間を指定するものとする。

5 第2項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第1項の申出に基づき第2項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第3項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第10条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、1月に満たない期間は、30日をもつて1月とする。

第9条の2の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第9条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第10条第3項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を、「第12条第1項」の次に「又は第12条の2第1項」を加え、同条第4項を削る。

第11条第3項中「、介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同項後段を削る。

第11条第5項を削り、同条第4項中「又は介護休暇」を「、介護休暇又は介護時間」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間にについて初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、14日以上の期間（当該指定期間が14日未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）について一括して請求しなければならない。

第11条第6項中「、第3項及び前項」を「及び第3項」に改める。

第11条の2中「、第3項又は第5項」を「又は第3項」に改め、「同項」の次に「の規定により介護休暇」を加える。

（期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号。第10条において「勤務時間条例」という。）第12条の2の規定による特別養子縁組休暇を取得している職員を含む。以下「育児休業等職員」を「以下「育児休業職員」に改め、「（給与条例第43条の4第2項において準用する場合を含む。第6条の2において同じ。）」を削る。

第5条第2項第2号中「育児休業等職員」を「育児休業職員」に改め、「又は特別養子縁組休暇」を削る。

第6条の2第1号中「育児休業等職員」を「育児休業職員」に改める。

第7条第1項第1号中「育児休業等職員」を「育児休業職員」に改め、「（給与条例第43条の4第2項において準用する場合を含む。）」を削る。

第10条第2項第2号中「育児休業等職員」を「育児休業職員」に改め、同項第3号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同項第6号中「勤務時間条例」を「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号。次号において「勤務時間条例」という。）」に、「の承認」を「及び同条の規定による介護時間（第9号において「介護時間」という。）の承認」に改め、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

（9） 介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が30日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第3条 職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「、育児休業若しくは特別養子縁組休暇」を「若しくは育児休業」に改め、「、特別養子縁組休暇」を削り、同

条第2項中「、特別養子縁組休暇」を削る。

第39条の3第2項及び第41条の3第1項第3号中「、育児休業若しくは特別養子縁組休暇」を「若しくは育児休業」に改める。

第47条第1項中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加える。
(長野県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第4条 長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の4第2号中「若しくは職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第12条の2の規定による特別養子縁組休暇」及び「又は特別養子縁組休暇に係る養子となる者」を削る。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第5条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に改める。

第3条の見出し中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に改め、同条第1項中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号イ」に改め、同項第1号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改め、同項第2号中「親である配偶者（）」を「親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（）」に改める。

第6条第1号中「職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」を「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第12条の2第1項の介護時間又は職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」に、「の承認を受けている」を「の承認を受けて勤務しない」に、「当該承認を受けている」を「当該介護時間又は当該承認を受けて勤務しない」に改め、同条第2号中「第12条第4項」を「第12条第5項」に、「の特別休暇に限る。」を承認されている」を「又は要介護者の介護を行うため1日の勤務時間の一部を勤務しない場合の特別休暇に限る。」の承認を受けて勤務しない」に、「特別休暇を承認されている」を「特別休暇の承認を受けて勤務しない」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第

7項の規定は、公布の日から施行する。

(平成28年改正条例附則第2項の規定による指定期間の指定)

2 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年長野県条例第41号。次項及び附則第4項において「平成28年改正条例」という。）附則第2項に規定する職員の申出は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第12条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして、書面により任命権者に対し行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成28年改正条例附則第2項に規定する初日（附則第5項において「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成28年改正条例附則第2項に規定する職員（次項及び附則第6項において「職員」という。）は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、書面により任命権者に対し申し出なければならない。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成29年1月1日から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下この項において「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第2項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第10条第3項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日のが同項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

(準備行為)

7 附則第2項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

人事委員会事務局

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年12月22日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第26号

長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

長野県職員の退職手当に関する規則（昭和50年長野県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第8号中「規定する」の次に「退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費（以下「広域求職活動費」という。）に相当する」を加え、同条に次の2号を加える。

(9) 退職手当条例第10条第11項第6号に規定する退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費（以下「短期訓練受講費」という。）に相当する退職手当 短期訓練受講費に相当する退職手当に関する支給事由届出書（様式第8号の2）

(10) 退職手当条例第10条第11項第6号に規定する退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費（以下「求職活動関係役務利用費」という。）に相当する退職手当 求職活動関係役務利用費に相当する退職手当に関する支給事由届出書（様式第8号の3）

第11条の表の第4条第4項の項中 「 同条第6項 」 を 「 退職手当条例第10条第6項 」 に改め、同条に次の1項を加える。

2 第5条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けた者であつて、当該高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）に係る退職手当条例第10条第15項において準用する同条第11項第4号から第6号までに規定する退職手当の支給手続について準用する。この場合において、「受給資格者は、退職手当条例第10条第11項第1号から第6号まで」とあるのは「高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けた者であつて、当該高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。以下この条において「高年齢受給資格者」という。）は、退職手当条例第10条第15項において準用する同条第11項第4号から第6号まで」と、「前条第4項」とあるのは「第11条において準用する第4条第4項」と、「支給願」とあるのは「高年齢失業者退職手当支給願」と、「受給資格者は、次の各号」とあるのは「高年齢受給資格者は、第6号から第10号まで」と、「退職手当条例第10条第11項第4号」とあるのは「退職手当条例第10条第15項において準用する同条第11項第4号」と、「退職手当条例第10条第11項第5号」とあるのは「退職手当条例第10条第15項において準用する同条第11項第5号」と、「退職手当条例第10条第11項第6号」とあるのは「退職手当条例第10条第15項において準用する同条第11項第6号」と読み替えるものとする。

「 様式第2号中 「 (10) 広域求職活動費 円 」 を 「 求職活動支援費 (10) 広域求職活動費 円 (11) 短期訓練受講費 円 (12) 求職活動関係役務利用費 円 」 に改め、同様式の裏 」

面中「民間職業紹介機関」を「職業紹介事業者」に、「労働者派遣機関」を「派遣元事業主」に、「職業相談等」を「職業相談、職業紹介等」に、「職業紹介事業者」を「地方公共団体又は職業紹介事業者」に改める。

様式第2号の2中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

様式第3号中「第23条第1項」を「第25条第1項」に、「第6条第3号」を「第6条第5号」に改める。

「 様式第3号の2中 「 就業手当支給日数 日 早期就業支援金支給日数 日 」 を 」

「 就業手当支給日数 日 に改める。 」

様式第6号、様式第7号及び様式第8号中「第5条の」を「第5条（第11条第2項において準用する第5条）の」に改め、同様式の次の様式を加える。

(様式第8号の2)(第5条関係)

短期訓練受講費に相当する退職手当に関する支給事由届出書						
氏名					台帳番号	
住所又は居所						
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講修了年月日	当該講座に関連する公的資格	
					資格名	分類
		1 輸送・機械運転関係 2 医療・社会福祉・保健衛生関係 3 専門的サービス関係 4 情報関係 5 事務関係 6 営業・販売・サービス関係 7 技術関係 8 製造関係 9 その他	円			
長野県職員の退職手当に関する規則第5条（第11条第2項において準用する第5条）の規定により上記のとおり届け出ます。 任命権者 殿 年 月 日 氏名 印						
※ 支 給 額		円				
備考						

(注) ※欄は記入しないこと。

(様式第8号の3)(第5条関係)

求職活動関係役務利用費に相当する退職手当に関する支給事由届出書								
氏名					台帳番号			
住所又は居所								
保育等サービス	利用理由	事業者名	利用日	利用日数	保育等サービス名	利用期間内の求職活動実施日	利用期間内の求職活動実施日数	費用(自己負担分)
	・面接等のため ・訓練のため			日			日	円
	・面接等のため ・訓練のため			日			日	円
	・面接等のため ・訓練のため			日			日	円
	・面接等のため ・訓練のため			日			日	円

長野県職員の退職手当に関する規則第5条(第11条第2項において準用する第5条)の規定により上記のとおり届け出ます。

任命権者 殿	年 月 日
氏名	印
※支給額	円
備考	

- (注) 1 保育等サービス名欄は、認可保育所で行う保育、認定こども園で行う保育、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等の別を記入すること。
 2 ※欄は記入しないこと。

様式第13号中「受給資格者」を「高年齢受給資格者」に、

〔

高年齢求職者給付金	円	を
-----------	---	---

〕

前回までの受給経過	回数	期間	日数	金額
	1	~	日	円
	2	~	日	円
	3	~	日	円
	4	~	日	円
	5	~	日	円
	6	~	日	円

今回の請求金額	円	(1) 高年齢求職者給付金	円
		(2) 常用就職支度手当	円
		(3) 移転費	円
		求職活動支援費	(4) 広域求職活動費
			(5) 短期訓練受講費
			(6) 求職活動関係役務利用費

に改め、同様式に次の注を加える。

(注) 請求の都度新しい高年齢失業者退職手当支給願を提出すること。

様式第13号の裏面を次のように改める。

(裏面)

失業の証明を受けた期間中の就職又は就労の有無	有無	有の場合その月日及び合計日数	合計日
失業の証明を受けた期間中の内職又は手伝いの有無	有	有の場合その月日及び合計日数	合計日
	無	有の場合その内職又は手伝いによる収入の日及び額	
		収入のあつた日	収入額
		月 日	円
			日分

失業の証明を受けた期間中に引き続いて就職先を探したか。

探した	(1) 求職活動の方法等				
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容	
	公共職業安定所による職業相談、職業紹介等				
	職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等				
	派遣元事業主による派遣就業相談等				
	公的機関等による職業相談、職業紹介等				
(2) (1)以外での事業所の求人への応募の状況					
事業所名・部署名	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果
				• 知人の紹介 • 新聞広告 • 就職情報誌 • インターネット • その他	
				• 知人の紹介 • 新聞広告 • 就職情報誌 • インターネット • その他	
探さなかつた	その具体的理由				
今、公共職業安定所から自分に適した職業を紹介されればすぐ応じられるか。	応じられる 応じられない	応じられない理由			
就職又は自営業の開始(予定)	就職	• 公共職業安定所紹介 • 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 • 自己就職			就職先事業所
		就職(予定)	月	日	
自営業	自営業開始(予定)			月	日
備考					

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。